

令和3年度著作権法改正

宮城県図書館 企画協力班 宇野亮一



はじめにご注意

この講義では、令和3年5月26日に可決された第204国会閣法第57号「著作権法の一部を改正する法律案」の内容等を解説します。

- ☆「図書館等における複製等」の公衆送信
 - ☆国立国会図書館による「絶版等資料」の個人への自動公衆送信
- などですが、いずれも令和3年6月現在未施行です。
(施行日は政令で定める。)

「改正する法律案」自体は可決されていますが、令和3年6月現在はその条文に基づいた公衆送信等は実施できません。この講義は今後の動向に関するものであることにご注意ください。
令和3年6月現在において適用される法については、講義3を参照してください。

2

目次

1. 複製物の公衆送信
2. 絶版等資料へのアクセス（国会図書館デジタルコレクション）
3. 授業目的公衆送信補償金
4. おわりに

3



1 複製物の公衆送信



4

複製物の公衆送信：誤解？と現実

法案説明資料などでは「図書館資料の送信」等とたわかれている

②各図書館等による図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件（※）の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようとする。その際、図書館等の設置者が権利者に**補償金**を支払うことを求める。

（※）正規の電子出版等の市場を害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講じることなど

（「著作権法の一部を改正する法律案（概要）」 https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_0000013222_1.pdfより引用）

そのせいかマスコミ報道などでも「図書館の本がネットで読める」というような扱われ方をすることが多い

が……？

5

複製物の公衆送信：条文（改正後）

著作権法（以下「法」）第31条第1項 ★項目自体は既存。変更部分斜体★

国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この条及び第百四条の十の第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（次項及び第六項において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国若しくは地方公共団体の機関、独立行政法人又は地方独立行政法人が一般に周知させることを目的として作成し、その著作の名義の下に公表する広報資料、調査統計資料、報告書その他これらに類する著作物（次項及び次条第二項において「国等の周知目的資料」という。）その他の著作物の全部の複製物の提供が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

= 「特定図書館等」では、公表された著作物の一部分（つまりこれまでの図書館における複製と同じ）を、利用者に対して「次に掲げる行為」ができる……次のスライドへ！

7

複製物の公衆送信：誤解？と現実

実際は著作権法第31条の改正 = 「図書館における複製」に関する条項の変化

②各図書館等による図書館資料のメール送信等

- 図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件（※）の下、調査研究目的で、著作物の一部分をメールなどで送信できるようとする。その際、図書館等の設置者が権利者に**補償金**を支払うことを求める。

（※）正規の電子出版等の市場を害しないこと（権利者の利益を不当に害しないこと）、データの流出防止措置を講じることなど

すなわち、「図書館における複製」による複製物を送信できると理解したほうがよい（資料全部を送信するようなサービスではない）

そのため章タイトルも「複製物の公衆送信」としています

※また、31条の改正であることから、同条に基づく「図書館における複製」を実施できない公民館等読書施設・学校図書館では活用できません※

6

複製物の公衆送信：条文（改正後）

法第31条第2項☆新設☆

新設の項なので、下線は変更部分ではなく「要点」です。
以下同じ。

特定図書館等においては、その営利を目的としない事業として、当該特定図書館等の利用者（あらかじめ当該特定図書館等にその氏名及び連絡先その他文部科学省令で定める情報（次項第三号及び第八項第一号において「利用者情報」という。）を登録している者に限る。第四項及び第百四条の十の四第四項において同じ。）の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分（国等の周知目的資料その他の著作物の全部の公衆送信が著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情があるものとして政令で定めるものにあつては、その全部）について、次に掲げる行為を行うことができる。ただし、当該著作物の種類（著作権者若しくはその許諾を得た者又は第七十九条の出版権の設定を受けた者若しくはその公衆送信許諾を得た者による当該著作物の公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあつては送信可能化を含む。以下この条において同じ。）の実施状況を含む。第百四条の十の四第四項において同じ。）及び用途並びに当該特定図書館等が行う公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

= 「特定図書館等」では、公表された著作物の一部分（つまりこれまでの図書館における複製と同じ）を、利用者に対して「次に掲げる行為」ができる……次のスライドへ！

8

複製物の公衆送信：条文（改正後）

「次に掲げる行為」とは何なのかというと……

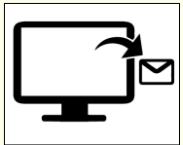
法第31条第2項（承前）☆新設☆

一 図書館資料を用いて次号の公衆送信のために必要な複製を行うこと。

二 図書館資料の原本又は複製物を用いて公衆送信を行うこと（当該公衆送信を受信して作成された電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による著作物の提供又は提示を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。）。

一=メール送信のためにスキャンして電子ファイルにする等

二=電子ファイルを送信する、原本をもとにFAXする 等
ただし「措置を講じ」なければならぬ



9

複製物の公衆送信：ここまでまとめ

特定の図書館では、利用者登録している利用者に対して、

☆原本からFAXで送信する（公衆送信）

☆原本をスキャンして（複製）、メールで送信する（公衆送信）
原本をコピーして（複製）、FAXのオートフィーダで何枚か続けて送る（公衆送信）

といったことが可能となる

31条である以上、従前の図書館における複製と同じく「できる」規程
↑講義3参照

これまでの著作権法下でも（来館した利用者に）スキャンした電子ファイルをCDやUSBメモリで渡すことなどは「でき」たが、多くの図書館では行っていない

10

複製物の公衆送信：特定図書館とは

法第31条第3項☆新設☆

前項に規定する特定図書館等とは、図書館等であつて次に掲げる要件を備えるものをいう。

一 前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するための責任者が置かれていること。

二 前項の規定による公衆送信に関する業務に從事する職員に対し、当該業務を適正に実施するための研修を行つてのこと。

三 利用者情報を適切に管理するために必要な措置を講じてること。

四 前項の規定による公衆送信のために作成された電磁的記録に係る情報が同項に定める目的以外の目的のために利用されることを防止し、又は抑止するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じてうこと。

五 前各号に掲げるもののほか、前項の規定による公衆送信に関する業務を適正に実施するために必要な措置として文部科学省令で定める措置を講じてうこと。

=人的・システム的にしっかりとしている「特定図書館等」である必要

※既述のとおり、「文部科学省令で定める措置」は令和3年6月現在未規定です。

11

複製物の公衆送信：利用者ができること

法第31条第4項☆新設☆

第二項の規定により公衆送信された著作物を受信した特定図書館等の利用者は、その調査研究の用に供するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができます。

=メールで電子ファイルを受信したらプリントアウトなどは可能



12

複製物の公衆送信：補償金

法第31条第5項☆新設☆

第二項の規定により著作物の公衆送信を行う場合には、第三項に規定する特定図書館等を設置する者は、相当な額の補償金を当該著作物の著作権者に支払わなければならない。
=公衆送信を行う場合は、設置者（自治体等）は補償金を支払う必要がある

個別の送信ごとに料金を算定する想定(図書館1館につき1年×円などの定額ではない)
「複写」料金に反映させられるのでは



(著作権法の一部を改正する法律案(説明資料) https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_000013222_2.pdfより)

※イメージ図であり、既述のとおり補償金額算定方法等は未確定です

13

複製物の公衆送信：補償金を受け取るのは？

法第104条の10の2☆新設☆

第三十一条第五項（第八十六条第三項及び第百二条第一項において準用する場合を含む。第百四条の十四第二項及び第百四条の十の五第二項において同じ。）の補償金（以下この節において「図書館等公衆送信補償金」という。）を受ける権利は、図書館等公衆送信補償金を受ける権利を有する者（次項及び次条第四号において「権利者」という。）のためにその権利を行使することを目的とする団体であつて、全国を通じて一個に限りその同意を得て文化庁長官が指定するものがあるときは、当該指定を受けた団体（以下この節において「指定管理団体」という。）によつてのみ行使することができる。【後略】

=指定された団体に支払う



以下、団体の条件、補償金の額は図書館等と協議のうえ団体が定め文化庁長官が認可することなどが書かれている

逆に言うと、額そのものは法では定められていない

14

複製物の公衆送信：まとめ

- ◆電子書籍的ではなく一部分の送信=「図書館における複製」の範囲拡大
→権利者の過剰な懸念・利用者の過剰な期待、どちらに対しても正しい説明が必要
- ◆遠隔地などの複写物の入手には有益
(といってもこれまで郵送することは可能だった)
- ◆ガイドライン・管理団体・図書館側の条件などもろもろいまだ
施行自体も「2年以内の政令で定める日」であり令和3年6月現在は未施行
→今後の政令制定や団体設立の状況に注目
- ◆支払い方法・算出基準等は未定とはいえる、何らかの補償金を支払う必要がある
→利用者負担とするか？
- ◆ともあれ今後の動向に継続的に注意を払う必要がある

15

2 絶版等資料へのアクセス

～国立国会図書館デジタルコレクション～



16

絶版等資料：条文

法第31条第4項☆新設★

国立国会図書館は、次に掲げる要件を満たすときは、**特定絶版等資料**に係る著作物について、第二項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて、自動公衆送信（当該自動公衆送信を受信して行う当該著作物のデジタル方式の複製を防止し、又は抑止するための措置として文部科学省令で定める措置を講じて行うものに限る。以下この項及び次項において同じ。）を行うことができる。

- 一 当該自動公衆送信が、当該著作物をあらかじめ国立国会図書館にその氏名及び連絡先その他の文部科学省令で定める情報を登録している者（次号において「事前登録者」という。）の用に供することを目的とするものであること。
- 二 当該自動公衆送信を受信しようとする者が当該自動公衆送信を受信する際に事前登録者であることを識別するための措置を講じていること。

=NDLは「特定絶版等資料」を個人に対して自動公衆送信することができる

17

絶版等資料：とは

絶版等資料=「絶版その他これに準ずる理由により一般に入手することが困難な図書館資料」（法第31条第1項第3号★現行★）

↓

普通に買うことができない状態であれば、個人向け（・図書館向け）に自動公衆送信を行って閲覧できるようにしても、著作権者の利益はそこまで害されないであろう という判断



『宮城県職員録 明治19年12月』
国立国会図書館デジタルコレクションより

≠令和3年の『職員録』等

※そのため、今は絶版等だが近いうちに再販予定であるなど、著作権者の利益を害するという申し立てがあれば除外される

18

絶版等資料：現在は？

法第31条第3項★現行★

国立国会図書館は、絶版等資料に係る著作物について、図書館等又はこれに類する外国の施設で政令で定めるものにおいて公衆に提示することを目的とする場合には、前項の規定により記録媒体に記録された当該著作物の複製物を用いて自動公衆送信を行うことができる。【後略】

=現在でも、NDLは「絶版等資料」を、図書館等に対しては自動公衆送信できる
→利用者は該当する図書館に来館すれば「絶版等資料」を閲覧できる

※なお、第3項も後略の部分に一部改正があり、これまで利用者の求めに応じて「複製」を提供するのみであったのが、（いわゆる非営利無償であれば）「公の伝達」も可能となっています。公の伝達とは大型スクリーンに映し出すなどであり、図書館内での研修などの際に、絶版等資料の画像を映すことが可能になると理解できます。

19

絶版等資料：図書館間送信参加館（参考）

宮城県内の「図書館向けデジタル化資料送信サービス」参加館

宮城県図書館
大崎市図書館
気仙沼市気仙沼図書館
仙台市民図書館
仙台市榴岡図書館
仙台市泉図書館
仙台市宮城野図書館
仙台市広瀬図書館
仙台市若林図書館
仙台市太白図書館
多賀城市立図書館
名取市図書館【閲覧のみ】
東松島市図書館

図書館ならどこでも、ではない
NDLと個別に協定を結んだ館のみ

20

絶版等資料：国立国会図書館デジタルコレクション

The screenshot shows the homepage of the National Diet Library Digital Collections. It features a search bar at the top with options for 'インターネット公開' (Internet Public), '国書蔵きさく室' (Collection Room), and '国立国会図書館蔵' (National Diet Library Collection). Below the search bar is a large grid of thumbnail images representing various historical documents. A specific document titled '新民謡・播磨いとこ(一)(二)' is highlighted in a larger view on the right side of the screen. At the bottom, there are several navigation links and a date stamp '2021-03-18'.

21

絶版等資料：国立国会図書館デジタルコレクション

「インターネット公開」
=著作権保護期間が満了したもの等。現在でも個人が自由に閲覧できる

「図書館送信資料」
=いわゆる絶版等資料（入手困難な資料）。現在では協定参加館に要来館
→今後、個人が閲覧できるようになる予定

「国立国会図書館内限定」
=国立国会図書館に要来館

デジタルコレクションは職員の調査・広報活動等にも活用できます。詳しい使い方は
NDL利用案内動画等をご覧ください。
(<https://youtu.be/cdT-x1SkA0>)

The screenshot shows the same digital collection interface as the previous slide, but from a different perspective. It highlights the 'National Diet Library Digital Collections' logo at the top left and shows a small thumbnail of a document on the right side.

22

絶版等資料：まとめ

現在、NDLと協定を結んだ図書館では国立国会図書館デジタルコレクションの「絶版等資料」を利用者に閲覧・複写させることが可能

その「絶版等資料」を、個人も閲覧・複写できるようになる
(および、非営利無償であればスクリーンに映し出すことができるようになる)

図書館側としては直接変化があるわけではない……?
協定を結んでいた図書館は、デジタルコレクション閲覧目的での利用者が減るかも

こちらも令和3年6月現在未施行です
(1年内の政令で定める日に施行)

The screenshot shows the digital collection interface again, focusing on the bottom section where it mentions the implementation status and the政令 deadline.

23

3 授業目的公衆送信補償金

A cartoon illustration of a young girl with brown hair tied back in a ponytail, wearing a green long-sleeved shirt. She is holding a smartphone in her right hand, which has a video call icon on the screen. She appears to be smiling or engaged in a conversation.

24

授業目的公衆送信：条文

第35条

第1項（要旨）著作権者の利益を不当に害さない範囲で、授業の課程において「複製」「公衆送信」を行える

第2項「前項の規定により公衆送信を行う場合には、同項の教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。」

なお…

第3項「前項の規定は、公表された著作物について、第一項の教育機関における授業の過程において、当該授業を直接受ける者に対して当該著作物をその原作品若しくは複製物を提供し、若しくは提示して利用する場合又は当該著作物を第三十八条第一項の規定により上演し、演奏し、上映し、若しくは口述して利用する場合において、当該授業が行われる場所以外の場所において当該授業を同時に受ける者に対して公衆送信を行うときには、適用しない。」
=対面授業、リアルタイム中継（学校Aにカメラをつけて分校Bなど）等は補償金不要

25

授業目的公衆送信：管理団体（参考）

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会
「授業目的公衆送信補償金規程」 令和2年12月18日認可（以下「規程」）

第3条第1項

授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、授業目的公衆送信の回数にかかわらず、年度ごとに、下表に定める種に応じて、1人当たりの補償金額（年額）に当該教育機関における補償金算定対象者の総数を乗じて得た額とする。

小学校：1人当たり120円
中学校：" 180円
高等学校：" 420円 など

定額であり、自治体単位で予算化しているはず
学校司書の方などが頭を悩ませる必要はなさそう……

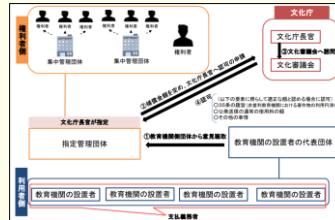
27

授業目的公衆送信：補償金制度の開始

令和2年度から授業目的公衆送信の制度は存在し、送信できた
令和2年度は無償だったが、令和3年度からは前スライドのとおり「補償金」が必要

管理団体は「一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）」
URL:<https://sartras.or.jp/>

支払いは「教育機関を設置する者」



(文化庁「教育の情報化の推進のための著作権法改正の概要」より)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuen/hokaisei/h30_hokaisei/pdf/r1406693_14.pdf

26

授業目的公衆送信：つまり？

対面授業のために詩をクラスの人数分コピーする、生徒側が調べ学習で辞典の項目をコピーするなどは、従来から実施可能
別の教室などへの同時中継も可能

サーバ等にアップロードし児童生徒が家から個々の時間に視聴する
→可能だが補償金

支払いは設置者＝自治体等（学校個々ではない）



これだけなら公共図書館等には関係ないが……
実は、社会教育施設が単発で行うものも権利処理可能と思われる
次のスライドへ！

28

授業目的公衆送信：学校以外でも

規程第3条第2項

教育機関が行う公開講座又は免許状更新講習や、社会教育施設及び教育センターが行う授業において授業目的公衆送信を行う場合、本条例第1項の規定に基づく補償金の支払いとは別に、授業目的公衆送信する著作物等の種類や授業目的公衆送信の回数にかかわらず、300円に、4月1日から9月30日まで（前期）、及び10月1日から翌年の3月31日まで（後期）に分けた期毎の授業数を乗じて得た額を支払うものとする。

（1）授業数とは、前期、後期それぞれの期間中に授業目的公衆送信を行う講座又は講習の総定員数（期毎に行う講座又は講習単位に、1回あたりの定員の数に開催回数を乗じて述べ定員数を算出し、その結果を合計した数）を30で除した数（余りがある場合は1授業として加算する）をいう。

（2）期毎の授業数は、当年度の5月1日（前期）及び11月1日（後期）の数を基に算出するものとする。

（3）本項の授業のうち、期間のみが定められ、回数の定めがない場合の補償金額は、本項にかかわらず、本条例第1項の規定を適用して算出する。

=第1項（校種・人數で算定される定額）とは別に、授業数に応じた補償金を支払うことで、社会教育施設等でも授業目的公衆送信が実施できる

29

授業目的公衆送信：まとめ

- ◆ 「引用」「権利者の許諾を得ての利用」などは、当然、無償可能（この講義も社会教育施設が行う公衆送信だが、法律は権利の目的にならないため法律の条文を記載することは自由に行える、など）
- ◆ 対面授業・同時配信において1著作物全体を読み上げるなども、「授業の過程における利用」として、これまでどおり無償可能
- ◆ サーバにアップロードして児童生徒それぞれが家から視聴する、といった場合「授業目的公衆送信」となり、補償金を支払う定額であり、支払う主体は市町村など自治体（「学校Aが著作物を使ったので学校Aは個別にX円支払うこと」ではない）
- ◆ 図書館・公民館でも参加者限定のよみきかせ研修動画で実際の絵本を読み上げるなどができるよう※子供に無制限によみきかせそのものを配信できるわけではないその場合、補償金は定額ではなく個別に算出し支払う
- ◆ 複製物の公衆送信・絶版等資料の自動公衆送信と違い現時点で可能詳しく述べて協会に問い合わせを

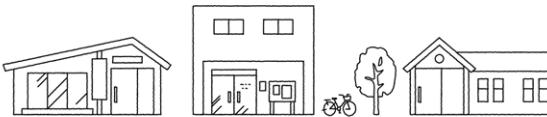
31

授業目的公衆送信：社会教育施設

規程第2条第14号

「社会教育施設」とは、公民館、博物館、美術館、図書館、青少年センター、生涯学習センターなどの、法令に基づいて国もしくは地方自治体が設置し、または法令によって定められた設置者が当該法令に基づいて設置する教育施設であって、社会教育を行うことを目的とするものをいう。

=「図書館における複製」等と異なり、公民館も実施可能



30

おわりに

今年「も」大きな変化のある著作権法関連ですが、この講義などを参考に、継続的に注意を払っていくことが必要です。

権利者の懸念や利用者の期待に適切に答えるためにも、必要な知識を習得してください。



著作権者の権利保護



著作物の適正な利用

32